

○長谷部委員長 それでは、時間よりも若干早いのですが、もう皆様おそろいのございますので、第14回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

3月2日に開催されました第2回総会におきまして、今次の地方制度調査会審議項目が決定されております。今回の会議以降は審議項目を順次審議していくことにいたします。

まず、審議項目のうちⅠ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方について取り上げてまいりたいと存じます。審議項目の中ですが、①「人口減少社会に的確に対応する」とはどのような状態をいうのか。以下、②、③と掲げられておりますが、それぞれ関連をする項目でもあります。実際の審議に当たりましては、具体的な議論を進めるという観点から、②人口減少社会に的確に対応するために必要な施策は何か。この論点を取り上げまして、必要に応じて①、③についても議論することにしたと存じます。

本日、これまで実施してまいりました地方自治体からの意見聴取等も踏まえまして、まずこのうち、地方圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何か。この問題に関しまして、特に連携中枢都市圏の形成等の市町村間の広域連携をどのように進めていくかという論点を取り上げまして検討を行いたいと思っております。事務局のほうで関係資料を用意していただいておりますので、これをまず、事務局から説明していただきます。その後、委員の皆様から自由に御発言をいただくという形で進めてまいりたいと存じます。

それでは、本日の提出資料につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○宮地行政課長 行政課長でございます。

それでは、御説明させていただきます。

資料1から順番に資料を用意させていただいておりますが、資料1は、前回の総会で決定いただきました審議項目でございます。

それに関連しまして資料2を用意させていただいておりますが、これは人口減少社会への対応につきまして御審議をいただく上での参考としまして用意しております。

前回の第30次地方制度調査会の答申と第31次地方制度調査会の審議項目との関連について少し整理をさせていただいております。

右のほうに30次地制調の答申の抜粋を上に入れておりますが、人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要ということで、このために人々の暮らしを支え、経済を牽引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域を戦略的に形成していくことが必要。そういうことで、全国の基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくのかが問われている。こういう基本的な認識のもとに制度化につながってまいりましたものを下に挙げております。

新たな広域連携といたしまして、答申では、市町村間の広域連携を一層促していくため、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきということで、連携協約の制度につながっております。これを活用して、連携中枢都市等を中心とした連携

が進められているところでございます。

広域連携では課題の解決が難しいときには、都道府県が事務の一部を市町村にかわって処理することができるようにすべきという答申がございました。これにつきまして一つの方策としまして、事務の代替執行という仕組みが設けられております。

三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上の都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進。これも連携協約の活用が想定されているところでございます。

これらの広域連携に関するものとして、31次の調査会の審議項目でも、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等の市町村間の広域連携をどのように進めていくか。広域連携が困難な地域において必要な施策は何か。三大都市圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何かといった関連の項目が審議項目となっているところでございます。

あわせて、30次の答申では大都市制度の見直しも行われております。これは先ほどの核となる都市として想定される大都市であります。そうした大都市の体制整備ということで一定の制度の改正が行われているところでございます。

31次の地制調では、さらに三大都市圏から地方圏への人口移動や地方圏での定住を促進するために必要な施策は何かといったことも審議項目になっているところでございます。

次にページは、もう既に設けられました新たな広域連携についての制度の概要でございます。

続いて、資料3でございます。

資料3につきましては、今回が特に市町村間の広域連携ということでございますので、それに関連しまして、これまで市町村の首長さんなどからヒアリングをさせていただいておりますが、それに関連する自治体のヒアリング内容について整理をさせていただいております。広島市、福山市、盛岡市がこれから連携中枢都市圏の形成について取り組んでいこうとする団体でございます。八戸市は定住自立圏に既に取り組んでいるところでございますが、さらに中核市を目指していこうという団体でございます。飯田市は定住自立圏。その定住自立圏の一員として根羽村がでございます。これらの市町村からのヒアリングの内容、御意見などを論点ごとに整理したものでございます。審議の際に御参照いただければと思います。

資料4でございます。

資料4は、今、ごらんいただきました資料3で示しておりますヒアリングの内容を踏まえながら、これまでこの調査会で委員の皆様から出されております御意見も加えまして、本日審議することとされました審議項目につきまして考えられる論点を事務局のほうで整理させていただいております。御審議のたたき台として御活用いただければと存じます。

今後検討すべき論点についてということにしておりますので、順次説明させていただきたいと思っております。

まず、審議項目として、地方圏に生じる課題を解決するために必要な施策は何かという点についてでございます。

まず、人口減少がもたらす地方圏への影響に関してでございます。

人口減少社会に伴って発生する課題としては、ヒト不足、モノ不足、カネ不足等の資源不足、医師不足、児童数の減少など、高齢者比率の高どまり等々の認識が示されているところでございます。こうしたことにつきましては、施策をしっかりと見直して、的確に対応するためのきっかけと受けとめるべきということが指摘されております。

その施策の1つとしまして、人口食い止め策についてであります。自然減対策としましては、若い世代が安心して結婚し子育てのできる環境整備。社会減対策としましては、実際に定住するためには、働く場の確保が重要といったことが挙げられております。

続きまして、地方圏における課題対応策に関してでございます。これも幾つか挙げられておりますが、まずは、資源不足への対応ということでは、いわゆる産学金官を結びつけることにより好循環する地域経済を構築すること。また、行政コスト増大への対応ということに対しまして、コンパクトなまちづくりの推進、空き家の解消などが挙げられたところでございます。

2ページに参りますと、人口減少社会への的確な対応ということで、まず、食い止め策と課題対応策の関係でございますが、人口食い止め策の効果の発現には一定の時間がかかることから、その間、課題対応策を的確に講じる必要があるのではないかということが考えられます。

人口食い止め策や課題対応策は、広域的な対応をすることにより、より効果が高まる場合があるのではないかという例といたしまして、出生率向上のため近隣市町村と連携して通勤途上の施設を整えるといったこと。雇用の創出のために市町村も含めた多様な関係者が連携することによってイノベーションを起こすこと。近隣市町村が調和のとれたコンパクトなまちづくりを行うことといったことが挙げられたところでございます。的確な対応という点では、その次にありますように、具体的な影響は地域によって多様でありますので、それぞれの創意工夫が求められるのではないか。また、地域の余力があるうちに的確に対応することが求められるといった論点も挙げられます。

先ほども広域的な対応ということが出てきておりますが、他の主体との連携による行政サービスの提供の必要性が指摘されています。その前提としまして、地方自治体は、人口減少社会の中で、歳出増と歳入減のギャップをいかに埋めていくのが行財政運営上の課題となるのではないかという状況を前提といたしまして、特に市町村は、住民に身近な基礎自治体として、住民に身近な行政サービスを総合的に提供する役割を有してありまして、リソースが限られてくる中で引き続き持続可能な形で行政サービスを提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではないのではないかといった認識が示されています。こうした点からは、人口減少社会の中で事務を処理していくためには、他の主体と連携して処理することを柔軟かつ積極的に進めていく必要があるのではないかといったことが論点として考えられるのではないかと思います。

以上の点から、3ページに参りますが、連携中枢都市圏等の形成の推進、都道府県の補

完といったことにつながってくるのではないかと整理をしておりますが、連携中枢都市圏の形成の推進につきましては、形成をいかに促していくかが一つの課題ではないか。

都道府県の補完につきましては、補完の具体的な内容としましては、補完の対象となる市町村や、補完の対象となる事務、補完の方法等の考え方を整理する必要があるのではないかとといった論点を挙げております。

これが全体の地方圏に生じる課題への対応ということでございますが、4ページからはその中で連携中枢都市圏や定住自立圏の形成などの市町村間の広域連携をどのように進めていくかという審議項目について整理をしております。

(1)と5ページ以降の(2)にしておりますが、まず、都市圏の形成を促すために必要なこと。(2)で取り組みを強化・充実するために必要なことについてそれぞれ論点を整理しております。

まず、(1)の形成を促すために何が必要かという点でございますが、広域連携の必要性についてもいろいろ御意見がございました。

中心市が近隣市町村の住民サービスまで関与する必要性があるのかという意見がある。その一方で、近隣市町村が中心市に権限が集中することへの不安もある。こうした指摘がございました。これを払拭するために何が必要かということでございますが、これに対する答えも一定示されておりました。中心市と近隣市町村との間には相互依存関係があるとの認識あるいは中心市と近隣市町村が人口減少に対する問題意識を共有し、信頼関係を醸成することが重要ではないかといった考え方が示されております。

形成の推進を図っていくスタンスをどう考えるか。形成に消極的な市町村をどう考えるかということで、これは一つの考え方としましては、まずは、連携中枢都市圏等の形成に積極的な市町村が円滑に進められるように推進して、先進事例をふやすことで全体を促進することとすべきかということも考えられるところでございます。

都市圏の形成における議会や住民の役割。首長のリーダーシップが重要であることは当然のことではありますが、議会や住民の役割をどう考えるか。

また、都道府県の役割をどう考えるかということで、一つの考えといたしましては、関係市町村の話し合いを基本としながら、求めがある場合には必要な連絡調整を行うこととすべきかということでございます。

次に、5ページに参りますと、連携中枢都市圏等の取り組みを強化・充実していくためには、何が必要かという点でございます。

期待される取り組みにつきましては、後でも御説明させていただきますが、推進要綱などで①から③に挙げられている事項が挙げられているところでございますが、今後考えられる話としましては、将来的には人口減少の進行に応じて合意形成は容易ではないが圏域単位で対応していかなければいけないような困難な課題にも対応する必要があるのではないかとといった論点が考えられます。

都市圏を形成する当初の取り組みにつきましては、成功事例をふやしていくことが鍵と

ということで、まずは、圏域の中で比較的連携しやすい取り組みから始めることが重要ではないかということで、例として挙げられましたのは、観光ですとか医療、交通、そうしたことが考えられるということですが、ほかに何か考えられるものがないかどうかという点がございます。

そして、この取り組みを進めるための地方行政体制についてでございますが、その中で権限、財政、人材等がまず考えられるところでございます。

権限につきましては、都道府県の権限に属する事務について、連携中枢都市に移譲されてはいますが、近隣市町村には移譲されていない事務について、どのように考えるべきかという問題意識が示されました。

また、財政については、財政支援をどのように考えるかということがございました。

6 ページに参りますと、人材の点でございます。市町村におきまして職員の規模に差がございますので、圏域全体で職員の適正配置を行うべきではないかという考えがございました。

そして、連携の手法といたしましては、現行の事務の共同処理の方法に加えまして、連携手法の選択肢をふやすということで、業務執行について、外部資源を活用して、かつ、共同で行える環境を整備するべきではないかという意見もございました。

次の議会や住民の役割は先ほど申し上げたことと同様でございます。

都道府県の役割については、県が広域自治体として事務を行っているものについては、連携中枢都市圏等の取り組みをサポートするように協力関係を築く必要があるのではないかという考えが示されております。

また、県境にまたがる連携中枢都市圏の例もございましたので、こうしたときに都道府県の間をどう整理するかという論点もございます。

連携中枢都市圏に関しましては以上でございますが、さらに必要な見直しがあるのかどうか論点として考えられるかと思えます。

資料4については以上でございますが、関連する最近の動きも含めました資料を用意させていただきます。

参考資料1でございますが、連携中枢都市圏等関連資料になっておりますが、まず、国あるいは地方の個々の動きについて資料を入れております。

1 ページでは、国の少子化対策の動きでございます。国の少子化対策は、25年に緊急対策ができて、この着実な実施のためにタスクフォースが設けられまして進められているところでございます。現在は、新しい大綱の策定に向けた検討に着手されている状況であると聞いております。

2 ページは、地方の少子化に対する動きということで、少子化非常事態宣言という全国知事会からの宣言の内容を入れております。

3 ページは、有効求人倍率と社会増減の相関関係ということで、これも知事会の資料でございますが、社会減についての問題意識を持った資料でございますが、相対的に有効求

人倍率が岩手県で高いときほど社会減が少ないという相関関係があるという資料でございます。

4 ページは、地域の経済構造改革ということで総務省と各省庁が連携して進めておりますが、その中心となる地域での産学官の連携方策の考え方をお示ししております。

5 ページでございます。これは既にごらんいただいている資料でございますが、いわゆるコンパクトシティのための法律でございます。これはもう既に施行されております。

6 ページは、空き家対策でございます。これは議員立法でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法ということで、特定空き家等への対応が盛り込まれております。

そして、先ほども少し財政状況の話が出てまいりましたが、7 ページに全体の地方財政の状況の資料をおつけしております。

8 ページからは、これも既にごらんいただいておりますが、地方創生のための全国知事会からの提言になっております。

その後、11ページから連携中枢都市圏となりますが、これは市町村課長のほうから引き続き御説明させていただきます。

○小宮市町村課長 連携中枢都市圏の取り組みにつきましては、11ページの一番下の四角でございますけれども、平成26年度は、先行的なモデルを構築ということで、国費で9事業を実施いたしました。27年度も国費で支援をさせていただきます。さらに27年度からは実際の事業に対しまして地方交付税措置を講じて全国展開を図ることとしております。形成の手続は、御承知のとおり、まず宣言を中心市がいたしまして、その後、自治法に基づく連携協約を締結いたしまして、その後に都市圏ビジョンを策定することになってございます。

おめくりいただきまして、12ページは、61の中心市の日本地図でございます。13ページからが推進の要綱でございます。これは以前もごらんいただきましたので、省略させていただきます。

18ページをごらんください。これまで連携中枢都市圏を1年間推進いたしております中で、私どもが現地に行きまして意見交換をしましたり、東京で議論をしました中でのさまざまな意見ですとか、あるいは私どものほうで考えましたことを整理しております。

まず1つが、合併のしこり。近隣市町村におきましては、再び合併の話につながるのではないかと警戒心がございます。また、大きな合併を行った中心市では、合併後5年、10年経過してもなお、旧市町村における住民サービスの向上が大きな課題であって、近隣市町村のことまで考える余裕はない。

次が連携する事業が思い浮かばない。圏域全体の経済成長の牽引に当たりまして、圏域としてのポテンシャルですとか、特徴の把握がみずから十分にできていない。産業振興や観光施策を行うに当たりまして、都道府県との役割分担がよくわからない。中心市において、中心市における住民サービスが不十分であることから、近隣市町村のためのサービス展開を考えるまでの余裕がない。

次が近隣市町村の方々の中心市に対する思いでございますけれども、中心市だけが活性化するのではないかと。また、コンパクト化につきまして、圏域の中心部のみに機能を集約させて、住居スペースも含めて中心部に集めるのではないかと警戒心ですとか、連携中枢都市圏構想そのものへの誤解がございます。中心市に対する対抗心から、近隣市町村としての扱いに不満がある。近隣市町村の住民サービスの向上のために中心市が財政支出や支援ができるのか、あるいは議会の了解が得られるのかといった疑念がある。

19ページでございますけれども、中核市への移行でございます。連携中枢都市となり得る市がまだ中核市となっていない都市圏では、中核市への移行が前提でございます、中核市移行に向けた例えば保健所設置ですとかの課題やスケジュールなどにつきまして、私どものほうから先行団体の取り組みを紹介することなどによりまして理解を促進させる必要があるのではないかと考えています。

最後に個別の事務についての課題でございますけれども、福祉や医療、都市計画など、個別の分野・事務につきまして、広域連携、特に今もございましたが、都道府県を越えた例もございますので、そうした連携を行うに当たっての課題を一つ一つの分野、事務について検討・解決していくことが求められるのではないかと考えています。さらに、都道府県からの権限移譲につきましても、意識して考えておられる圏域もあるのでございますけれども、現時点では本格的な検討にまでは至っていないのが現状でございます。

次の20ページは、今年度から、総務省から連携中枢都市圏に対しまして財政措置を行います普通交付税と特交でございますが、概要でございます。

21ページからが定住自立圏、参考でございますけれども、21ページの右の折れ線グラフでございますが、27年度におきましても引き続き順調に取り組んでいるということの御紹介でございます。

22ページ、23ページは割愛させていただきます。

次に、参考資料2をごらんください。

連携中枢都市圏の形成の動きでございますけれども、9つのモデル団体のうちで、1ページをごらんいただきまして、姫路市は3月23日に姫路市議会も議決をいたしまして、あさって日曜日に協約の締結式がございます。ビジョンは近々つくられることになっていきます。倉敷市は3月27日に締結式をされまして、同日でビジョンも公表されましたので、正式に形成がされたことになっていきます。福山市は25日に締結式とビジョンの公表がありましたので、福山市が全国第1号でございます。宮崎市は25日に締結式がありまして、4、5月ごろにビジョンを作成するといったことになっておりまして、この4つの団体が9つのうちで先行的な取り組みということでございます。

連携協約の中身につきまして、次の2ページ以降、3つほどサンプルをお示ししておりますが、11ページをごらんいただけますでしょうか。

宮崎市と国富町の連携協約の内容でございます、第1条で目的が書いてございます。第2条で基本的な方針。第3条で取り組み内容ということで、これ以降、最後のページま

です。ずっと取り組み内容が具体的な事業ごとに、事業の内容と甲と乙、宮崎市と国富町のおのおの役割分担が書いてございまして、例えば一番最初の経済戦略の策定の（イ）産学金官民一体となった経済戦略の策定とフォローアップにつきまして、その下で役割分担、甲・宮崎市の役割分担といたしまして、企業、大学などの代表者で構成する協議会の事務を担い、資料及び情報の提供を初め、フォローアップ協議会の委員の意見の反映など、適切な運営を行う。乙・国富町につきましては、宮崎市と連携しながら協議会の適切な運営を行うといったことで、おのおの宮崎市と国富町の場合にはかなり丁寧な形で具体的な事業につきまして内容と役割分担が書いてございます。

御説明は以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見等がございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

太田委員、よろしくお願ひします。

○太田委員 簡単な質問で、参考資料1の18、19ページについて、実際に連携中枢都市圏構想推進に当たって市町村が何を考えておられるかという御説明があったのですが、合併のしこりとか、連携する事業が思い浮かばないとか、特に、連携する事業が思い浮かばない、圏域としてのポテンシャルや特徴の把握がわからないというのは地制調に言われても、私たちもわからないという感じがします。我々としてお伺いしたいのは、国の制度についてこういうものがあるからやりにくいという意見があったのか、なかったのかお教え願えますでしょうか。

○小宮市町村課長 国の制度につきましては、今、おっしゃられました18ページの①、②、③ではありませんで、19ページの⑤個別の事務についての課題というところで、例えば福祉につきましては地域包括ケア、医療につきましては二次医療圏、三次医療圏といったこと、あるいは都市計画につきましても県単位の都市計画ということでございますが、これは、具体的にそうした国の制度そのものがやりにくいので国の制度を変えてほしいといったところまでの声はありませんが、現実に地域包括ケアにつきましては、厚労省のほうで原則中学校区単位という言い方をしておりますので、これを市町村単位あるいは市町村を越えて連携ということになると地元で仕事を進めていく中でもなかなか難しいのだというお話。医療につきましても、原則都道府県単位の二次医療圏、三次医療圏でございまして、これにつきましては厚労省も県を越えて連携を進めているという立場でございまして、現場からするとさまざまな問題がありまして、そうした連携をするのはなかなか難しいといった声がございました。ですから、繰り返しますが、国の制度云々が具体的にやりにくくて、こうした制度改正をしてほしいといった声までは届いておりません。

以上です。

○長谷部委員長 太田委員、何か反論はございますか。

○太田委員 最後の制度を変えてくれ、法律を変えてくれということであればそうかなと

と思いますが、福祉の地域包括ケアのようなものになると、技術的助言として厚労省が言っていることがやや桎梏にはなっているという程度の意識はあるということですか。二次医療圏のほうは厚労省も違う立場をとっているというのは存じていますが、制度を変えてくれという声まではないとまとめられると、お話を聞いていて本当にそうだったかという気もするのですが、その辺はどう理解したらよろしいのですが。

○小宮市町村課長 地域包括ケアは、厚労省も原則は中学校単位ということのようでございますけれども、もう少し広域的な形で進めていくことも説明はされておるようでございまして、今、私が申し上げました、私がこれまで1年間、この9つのモデル団体の皆さんと議論をする中では、現時点ではまだ、国の制度につきましてこうした制度改正をしてほしいというところまでの議論には至っておらずに、私のところまではそうしたところはまだ届いていないといったこととございます。ですから、そうしたことが必要ないという結論が地方側で出ているということでもございません。

○長谷部委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでございましょう。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 質問なのですが、連携中枢都市圏の中心都市となり得る都市が参考資料1の12ページにリスト化されておりますし、定住自立圏のほうについては、参考資料1の22ページに出てくるのですが、全体で1,700の自治体があるとして、ここに入っていない市町村はどのくらいあるのでしょうか。こうした制度にかかわっていない、かかわれなかったのでしょうか。かかわっていなかった市町村はどのくらいあるかおわかりになりますか。

○小宮市町村課長 すみません、今、にわかに数字が出てまいりませんので、後ほど。

○武藤委員 先ほどもこういう都市の連携、自治体の連携について否定的な御意見があるということですが、そういうところはこういう連携に誘われてもなかなか乗らない。例えばまた合併を進められてしまうのではないかと。ですから、定住自立圏にも入っていない、独自でやっているという市町村はまだ相当数あるのではないかと思うのです。そういうところが不安に思っていることをしっかりと解消し、そして、何を連携していいかわからないという、これまでずっと自立してやってこいと言われ、ずっと自立してやろうとしてきた自治体ですから、やれないことがあるでしょうと言われても、これまでは、いや、それはやっておりますと答えなくてはいけない制度ですね。もちろん、できていませんと答えるわけにはいきませんので。そこで、こういう取り組みをしてこなかった自治体がどのように考えておられるのかをしっかりと把握する必要があるのかなと思うわけでありまして、以上です。

○小宮市町村課長 現時点で定住自立圏を形成しているあるいは連携中枢都市圏を構成している市町村の数ということではなくて、制度的に地方中枢拠点都市圏あるいは定住自立圏という中心市の通勤・通学10%圏内に含まれるか、含まれないかという見方で数を計算

いたしますと、1,718のうち430が含まれない。ですから、今、先生が言われた数が430です。

○武藤委員 むしろ自立していこうと思っている自治体と考えてもいいわけですね。

○小宮市町村課長 ただ、私どもは実際に連携中枢都市圏を進めていきます中で、通勤・通学10%圏内に必ずしもこだわらずに、その比率が小さくても実際に連携してやっというところではぜひ積極的にという話はさせていただいていますし、例もございます。

○長谷部委員長 鎌田委員、ございますか。

○鎌田委員 そもそも論かもしれないのですけれども、この大きなテーマに対して審議項目の中の2で、先ほど具体的なという話があったのですが、人口減少に的確に対応するための必要な具体的な施策。そして、その必要な施策として連携中枢都市圏というのは一つの方策ではあるとは思いますが、連携中枢都市圏の広域形成がどうやったらできるのかという議論になっているような気がいたします。

すみません、ちょっと論題とずれているかもしれないのですが、これは一つの方法としてはあるとは思いますが、これができたからといっても日本全国がシュリンクしていく中で人口減少社会に的確に対応できるとは正直思っていないくて、すみません、ちょっと論点がずれているかもしれないのですが、連携中枢都市圏の形成についてずっと議論がされているのですが、本当にこれだけでいいのだろうかという疑問を持っておるのですが、いかがでしょうか。

○長谷部委員長 鎌田委員の今の話は、連携中枢都市圏を進めない場合と進めた場合とどちらが。

○鎌田委員 一つの施策だと思うので、進めるべきだとは思いますが、どうやって進めるかとか、進めるために何が課題かという議論になりがちだったので、これはそもそもがワン・オブ・ゼムであって、これができたところでもしかすると私は8割方課題は解決しないのではないかと考えているということです。

○長谷部委員長 なるほど。わかりました。まことにおっしゃるとおりで、今のところは手がかりになるものがとりあえずこれで、ワン・オブ・ゼムではございますけれども、それをどうやって進めていくのかというのは、とりあえずはこれを議論しているということなのですが、もちろんそれ以外にこういうアイデアがあるということがございましたら、鎌田委員に限らず、ほかの委員の方々にもございましたら、それはもちろん取り上げて議論することはとてもよいことであると思っております。それは事務局もそういうように受けとめていると思っております。

○鎌田委員 ありがとうございます。

制度のことが私もわからない中での発言なので、すごくこの場にそぐわない話なのかもしれないのですが、今回、議長のほうからも具体的にというお話が最初にございましたので、むしろ制度というよりは具体策としてこういうこともあるのではないかとということも申し上げてもよろしいでしょうか。

○長谷部委員長 ひょっとするとそれが何らか制度的なアイデアにつながっていく可能性

がございますから、御所見を述べていただければと思います。

○鎌田委員 例えば参考資料1の中で、4ページでこういう形があったのですけれども、地方で仕事をしていて観光の面でも一番問題になってくる足という部分については、日本の中ではまだ使われていませんが、外国にあるウーバーという仕組みは、やはり何らかの形で変形をさせて活用できないものかと感じるがよくあります。

その心はというと、実は、地方に行くと大体車社会なので、一家に大体2台から3台の車を持っている方が大半でいらっしゃいます。同時に観光及びよそから行った人間にすると、タクシーも少ないし、バスも少ないということで、足が非常に不便だという中で、シェアタクシーなのか、何らかの既存の公共交通機関であり、既存の認可を持っている交通の手段を使うことがベースになるのかもしれないのですが、ベースになる発想はウーバー的な、持っているものを柔軟に使用できないかというのがまず1つ。

もう一点なのですが、例えば地方創生をこれだけ進めておられる中で、私も企業に二十何年勤めていると、大企業ほど中間の優秀な人間が大きな仕事をできるチャンスに恵まれている人は少ないと思います。その一方で、4ページにある経営者、ビジネスセンス、マネジメント能力、社会性といった部分は、逆に企業が地方に人を出すことによって、企業自体もその人が数年後に戻ってきたときにプラスになるような気がしております。では、どうやって企業に出させるのかといったときに、金融でも、例えば女性の活用、ダイバーシティを積極的に進めている会社はなでしこ銘柄に認定されるとかというのがありますけれども、例えば地方創生協力企業ではないのですが、そういった賞をつくって、この企業は非常にそういった公共性があるというか、日本の地方に対してもこれだけのことをしているという視点が出てくるとすごく企業イメージも若い人たちの就職の面でもアップする気がしております。余りお金がかかることでもないのも、もしなでしこ銘柄に当たるような感じで地方創生企業という考え方ができるのであれば、企業は逆に人を出しやすくなるかなと思いました。

すみません、ちょっと見当外れかもしれないのですが。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

第1点のウーバーにつきましては、具体のウーバーについて、この調査会でどうこうということに果たしてなるかどうか余りはっきりしたことは申し上げられないのですけれども、もう少し抽象のレベルを上げてそれと似たようなアイデアが考えられないかということは考えられ得るような気はいたしております。

ほかにはいかがでございましょうか。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 論点の整理以上のものではないのですが、事務局から御説明をいただいていた資料を読みながら思ったことがあります。連携がうまくいかないケース、連携の形成を促すため、あるいは強化をするための方策を考えるにしても、中心と周辺の関係はいろいろなパターンがあるのではないかと。どこにうまくいかない原因があるか、中心が消極的な

のか、周辺が消極的なのかによって対応策も変わるのではないか。

リソースをとられるのではないかという不安、これは両方にあるのです。周辺のほうは吸い上げられるだけではないかと思ひ、中心のほうは人様の面倒まで見ないといけなくなって、自分たちの本丸をおろそかにされてしまうのではないかと両方あるわけです。そうすると、連携のあり方も、中心のリソースを回すほかに、例えば専門職の1人や2人は周辺も寄り集まれば雇えるのだけれども、1人、2人をみんなで周辺に囲うよりは、中心の人員に1ないし2を足すことによって全員が楽にもう少し回せるようになるのではないか。

ただ、その場合には、リソースの管理権。例えば職員などでいけば、周辺からお金を出すことによって中心の人員が1人ふえたとして、その中心の人員は完全に中心市が人事権を持つあるいは指揮命令権などを持つことになりますと、これは単に吸い上げられている気分になる可能性があるわけです。抽象性は高いし、一個一個の制度までおろして議論するのは難しいのですけれども、どういうシチュエーションでうまくいかなくて、どういう対応策、どういう方針の対応を考えればいいのかをもう少しブレークダウンといいますか、もうちょっと抽象度の次元はおろせるのではないか。一般的であっても抽象度をおろして議論できるのではないか。そちらのほう合理的かなと思います。

今ある制度はそんなに不満はないというか、まだそんなに動き出してもいないから、ここを変えてくれという明確な主張もない。そのまま動き出して間もない制度を今後動かすためにどうすればいいかといっても、補助金をつけるといっても限度もあるし、どうしますかということから先へなかなか行けないのではないかという気がいたしました。

一方で、先ほど鎌田委員がおっしゃったように、多分これだけでは不十分であり、先ほど武藤委員のところに出てきた430というものは、武藤委員は自分で頑張ろうというところだとも理解されようとなりましたが、どちらかというところ、中心になってくれそうところも手近なところにはないということで、言葉を悪くすれば、孤立している可能性もある市町村と解釈できるかもしれません。ですから、もう少し具体の次元をおろして、多様な可能性を考えられるようにしたほうがいいのではないかという気がいたしました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

伊藤委員、そろそろ御発言はございませんか。

○伊藤委員 全体としては人口減少社会に対応するというところで、今回資料でお示しいただいた連携協約の中にも、例えば地元の雇用の促進といった具体的な提案が入っていますので、それを連携都市圏ビジョンを形成することでうまく推進できる体制を組めば人口減少社会に対応するための一つのツールとして使えるということだろうと思います。

ただ一方では、地方創生の総合戦略もあって、そちらとの関係をきちんと整理して、構想をつなげていくことも必要なのではないかと思います。その際に、連携中枢都市圏あるいは定住自立圏のビジョンを構成するという話と、地方版総合戦略の提案をすることをうまく接合しないと、ばらばらでその場限りの場当たりのものになってしまう可能性があることに注意する必要があるのではないかと思います。

実際に連携中枢都市圏構想の推進に当たっては、なかなかとっかかりが難しい、あるいは今までのいろいろなしこりがあるということがあるということですので、最初の資料4のところにもありましたけれども、今、モデル事業で行っているところからもう少し詳しく事業の展開の状況について情報提供いただき、どうやって進めていくのか、きちんと情報を共有することが必要だろうと思います。

定住自立圏のほうは既に数年取り組みがなされていて、実際に例えば圏域レベルでどうマネジメントするかとか、それを引っ張っていく職員の育成をどうするかとか、そういったいろいろな課題が出てきていると思います。これは連携中枢都市圏でも同様の課題が出てくると思いますので、その辺は情報共有を積極的に進めていくべきだろうと思います。

最後に、参考資料1の19ページの⑤個別の事務についての課題についてです。これはほかのところに出てきた都道府県境をまたぐようなものとも関連するのですが、まだ、今は連携協約を結び始めたところで具体的な課題になっていないとは思いますが、今後さまざまな施策を打っていくときに中心的な役割を果たす都市には権限がかなりおりているけれども、そうでないところとの整合性が問われる場合があります。あるいは都道府県によっては事務処理特例に対する考え方が違って、県境をまたいだときにいろいろ差が出てきていることもあり得ます。例えば必要な権限については、まだ具体的にどうするかという考えはないのですが、パッケージで中心市が持てるような仕組み、あるいは圏域レベルで整合的に対応できる仕組みを考えておく必要があるのではないかと考えています。

ちょっとまとまりがないですけれども、以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

大山委員、お願いいたします。

○大山委員 今までに太田委員がおっしゃったこととも重なるのですが、結局、いろいろもう用意してあるけれども使ってくれないということが一つの問題だと思います。ヒアリングのとき畔柳会長も何か今ここが不便で、こうしてほしいということはありませんかと随分念を押してお聞きになったのだけれども、余り出てこなかったわけですね。一方、今日の資料のさっきから出ている18ページ、19ページのところでいいますと、要するに乗らないほうの理由としてはよくわからないみたいな漠然とした理由しか余り出てこないということだと思います。

どうこれから議論するかということなのですが、資料4の5ページ、6ページのところにこちらで考えるべきもの、この辺が問題になるのではないかとというのがいろいろ列挙されているわけですので、例えば5ページの下から2つ目のポツの都道府県の権限に属する事務について、連携中枢都市に移譲されているが、近隣市町村には移譲されていない事務について、もし連携中枢都市をつくれれば近隣市町村にも移譲しますよと言ったら乗りますかとか、こうやってみたら乗りますかということをし少し投げかけて聞いてみないとどこが問題なのかが出てこない気がいたします。そういう乗ってこないところにもうち

よっと具体的に質問を投げかけてみると何かヒントが出てくるのではないかと思いました。
○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

武藤委員、ございますか。

○武藤委員 資料2で、30次地制調で制度化につながったものとしての説明の中に、都道府県が事務の一部を市町村にかわって処理することができるようになったという事務の代替執行が制度化されたわけですね。この場合、都道府県が市町村の事務を行うというのは、ある県の中の市町村だったら行えるというのはよくわかるのですが、例えば県境の村で、実は隣の県のほうが近いのだというところがあるかと思うのです。そういうときにこの制度で、違う県の村と協定を結ぶというのは想定していないですね。

○宮地行政課長 この事務の代替執行の仕組みは、もともとある事務の委託もそうではあるのですが、特段、特定の都道府県、市町村同士でなければならぬというのはありませんが、地方公共団体同士の間であれば使えますので、いろいろな組み合わせはあり得る。

○武藤委員 そうですか。県境を越えてもいいということですね。わかりました。それならば、そういう周辺部の市町村で、実はA県に属するけれども、B県のほうが中心市に近いのだというときに連携してもらうことは可能だということですね。

もう一つ、私が気になっているのは、連携中枢都市圏と定住自立圏とがありますが、もう一步下のレベルというか、住民に近いところで、連携を進めるような、それが全部定住自立圏になればいいのだといえどそこまでののですが、定住自立圏というと人口5万、以前はたしか10万ぐらいを目標にしていたような記憶もあるのですが、今は5万ですね。5万だと、5万にならないような規模の連携はやはり定住自立圏にならず、財政支援のようなものに入りませんから、もう一步下の連携、もっと小さな連携に対する財政支援みたいなものもあっていいのかなとは思っているのですが、その点はどうでしょうか。今の仕組みの中で可能でしょうか。

○小宮市町村課長 30次の地制調で御議論いただきまして、今、おっしゃられました連携中枢都市圏や定住自立圏の中心市から離れている中山間地域あるいは離島といったところにつきましては、都道府県が補完する形で今、言われました連携協約あるいは代替執行などを使いながら県が今まで以上に少し支援なり、補完なりをしていったらどうかという御提言をいただきまして、これにつきましては、今、2つの県でモデル的にやっていますし、さらに取り組みを少し促しているところでございます。

○長谷部委員長 よろしいでしょうか。

勢一委員、いかがですか。

○勢一委員 連携中枢都市圏の取り組みにつきましては、確かにまだ1年しかたっておりませんので、どういう評価ができるか、どういう問題点があるかを抽出すること自体なかなか容易ではないのではないかという印象を私も持っています。

また、人口減少社会への対応ということで、少子化対策ですとか、コンパクトシティへの取り組みとか、厚労省では雇用対策などもやっておりますし、大きな流れとしては地方

創生もあります。いろいろな分野、いろいろな角度から多様な施策、政策がとられていますが、他方では、全体像として特に地方から見ますと見通しが悪くなっており、各自治体が何をを使って、何をすればいいのかについて適切に把握するには難易度が高い状況にあるようにうかがえます。

参考資料1の18から19ページのところで、連携中枢都市圏構想の推進に当たってかなりネガティブな意見を紹介していただきましたけれども、新たな連携制度としてまだ十分に把握できていない、特性がわからないという実務現場の視点で見れば、こういう漠とした不安や悩みが出てくるのは今の段階ではやむを得ないのではないかと感じる部分も正直ございます。

実際に自治体によっては連携中枢都市圏の担当と地方創生の地方版総合戦略の担当をほぼ同じ部署がやっている例もありまして、よく言えばリンクはしやすいのかもしれませんが、業務対応では過剰負担になっている部分も現時点ではあるかという問題も気になる場所です。

そういう点では、先ほど伊藤委員の御指摘がありましたけれども、現段階までの取り組み状況や動向などを18から19ページのような感覚面だけではなく、実際に何をしているのか、どういうことができそうなのかについて現状把握して整理をして、情報共有ができればいいと私も思っています。制度、施策のバリエーションが多いのは悪いことではないと思いますが、合成の誤謬のような事態を招いてしまう部分がありもし制度構造に起因するものであれば、その制度の修正は必要ではないかと思っております。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

辻委員はいかがですか。

○辻委員 私も今まで皆さんのお話をお伺いしまして、今度の論点の中で考えなければならぬところはそれなりに出てきているのではないかと思います。議論の中にも既にありましたが、地方創生も行われている中で、メニューは大分整ってきていて、財政措置も充実してきました。また、厳しい状況にあって、雇用がないと指摘されることは度々ですが、雇用があっても、企業が来ても逆に働く人をなかなか確保できないという局面も出てきています。つまり、地方創生の難しさというのは、今までとは別次元のところが出てきている、1つは、きょうの問題提起にもありましたが、人がいない、働く人が減ってきているということが1つです。

もう一つは、合意形成が難しくなっているということです。それは議会の問題でもありますが、全般的に住民が高齢化してきていて、みんな昔のいいイメージを持っていて、厳しい局面でなかなか柔軟に意思決定できなくなっているという住民合意形成の難しさの問題が根底にあります。

3番目に、今日の問題提起にもありましたが、どうしても人口が減ってきて、低密度になってきますので、何か物を新しく更新しようとする、より余計に税金がかかるか、より余計に自己負担がかかるということです。そうした中で、思い切って民間レベルのこと

も公共レベルのことも一新しづらい状況になっていて、合意形成がしづらいので、新しくことを決められないので、ますます今のまま低密度、人口減少が進んでいってしまいます。メニューは整って、やってくれ、やってくれと、お願いするのだけれども、なかなか実際の地方創生、地方自治は活性化の方向に向かない。これが、今、新たに出現しつつある大きな課題ではないかと思っています。

こういう状況を考えますと、何といたっても、住民の皆さんに合意形成していただくというのが一番重要なので、今回のテーマである議会の合意、議会のあり方という議論も重要です。また、わかりやすく地域全体のことを理解してもらうことも重要で、連携中枢都市のように、全体で考えて合意形成して進めていくべきではないかと思っています。

さらに、今日の論点の中にも、大きな都市圏にうまくくれない、条件不利地域の団体はどうなるかというものがありました。今でも、小規模団体に関しては中枢連携都市や定住自立圏に入らなくても、一部事務組合等の形で、サービスを提供しています。特定業務毎に一部事務組合等を駆使して済むのか、それをもう少し地域全体でまとまって包括的にサービスを提供していくべきなのか。どちらが効果的なのかという話だと思います。私は、先ほどお話しましたが、住民に理解していただいて、合意形成していただくということを考えると、単に機能的に個別に連携するだけではなくて、都市圏単位でわかりやすく合意形成していく形をとったほうが、に今後のまちづくりはうまくいきやすいのではないかと考えています。

2点目に、今回、いろいろまちづくりを考えていくときに、ベースとしては低密度、人口減少という問題があります。このため、うまく人を寄せていかないと、最終的には住民負担や税負担が高くなっていくというところがあって、インフラをうまく再編していくことを考えていかなければなりません。これが、ある程度、広域に合併した市町村ですと、その市町村の中でしっかり考えてもらうというのでいいのですけれども、小さい市町村ですと、周辺市町村あわせて全体で連携して考えていかないとなかなかうまくいきません。面的な広がりなども含めて広域でインフラを再編し、集約化していくことに対しても、財政的インセンティブを付与していいように思います。それに付随して3点目としては、今でも例えば公営企業や第三セクター、地方独法で重要なものを提供しています。こういうものは各市町村単位でのサービス提供となるのですが、中には今後の人口減少を考えたときに、市町村の垣根を越えてもう少し柔軟にサービスを提携していくほうが合理的なものもあると思います。今、すでに個別に議論が進んでいるものもありますが、全体として、病院にしても上下水道にしても、公営企業の形をとったり、第三セクターや地方独法を通じてサービス提供しているものを、市町村の垣根を越えて広域的にサービス供給できないかと思っています。もう一つ、これも先ほど議論にありました。個々の小さな自治体中でも、人口がさほど減らない地域と減っていてもしょうがない地域を分けていく作業がどうしても必要になってきます。しかも、そうした動きを支援するメニューについては、今でも例えば過疎法ですとか、辺地法とか、既存のもので結構なものがあります。しかし、

なかなかそういう方向に向かっていこうという機運は醸成されていません。それには、冒頭で言及したような住民の高齢化に伴う困難性があり、これらについては財源的メリットを単に拡大するだけでは解決しません。もう少しどうしたらうまく人口を寄せて、小さいまちで人口減少していても、まちに賑わいを残すことができるのか、そういう方向に誘導できるための工夫を考えてみてもいいのではないかと思います。

最後に、今、地方創生で2050年、2060年の人口推計をしますと、出生率が向上しない限りは、大きい市も含めてみんな人口減少していくことになります。これに対して大都市に光が当たりやすい出生数ではなく、条件不利地域の小規模団体でも努力によっては改善することができる出生率に光を当てて、出生率が改善している団体に、財政的なインセンティブを付与するような工夫ができないものかも考えております。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

だんだん御発言のない委員の方が少なくなってきましたが、佐々木委員、いかがですか。

○佐々木委員 いろいろ皆さんのお話を聞いているとわからなくなる部分もありますが、一つ、連携という手法が今までの共同処理の手法に加えてクローズアップされてきているという点は、多分、流れとしてはそうなのだろうと思うのですが、ただ、現場が本当にこの連携というものについて、つまりそれぞれの独立した市町村が個別の選挙をやり、個別の議会があり、個別の財布があり、個別の計画を持ちながら、なおかつ公共サービスについてある程度共同しないとやれませんか。まちづくりもそうしないと魅力が出てきませんね。さらに言えば、人口が減っていきますので、何らかの方法を考えなければいけませんねと、そこまではわかると思うのです。

ただ、全国的に、仮に連携中枢都市圏構想を進めるのだといった場合に、中身を読みますと、中核市が核になるとまず一つ書いています。特例市制度をやめて中核市と合体したというか、一本にしたとして、20万以上の新中核市と言われるところが保健所の設置義務等があって、どの程度進んでいるかわからないのですが、それもお聞きしたいのですけれども、ある程度、新中核市がきちんとできて、そこを中心に連携中枢都市圏がいろいろな連携協約まで含めて結ぶという話になっていますので、新中核市がきちんとできないと進まない話なのですね。それは、新中核市という制度にならなければ、つまり保健所等を持たなければこういう連携中枢都市圏にならないのかなど。ならない意味がよくわからないのですが、要するに中核市でなければいけないということは、地図に落とすと何となくイメージとしてはわかるのですが、新中核市が持つ機能は、連携中枢都市圏の本当に核になるような、県からの一部事務の移譲とかがあるでしょうけれども、それに指定されなければならぬのだという根拠がもう一つ見えてこない。

これが全国的に進んで展開をされるその次は、先ほど中枢都市圏構想推進の論点をヒアリングされたものをいろいろ拾ってきていますが、合併問題について一定の規模と一定のサービスを担保していく手法として、今までのような共同処理の方法、さらに連携の手法。

合併もやってみなければ、いろいろ反省すべき点もあるのかもしれませんが、しかし、選択肢として1つの自治体をつくり上げて、そこで15万、20万の行政を営んでいく単位を考えると私には避けるべきではないと実は思うのです。というのは、平成の大合併は途中でとまりました。日本列島全体は西高東低状況と言っていますが、全体としてそれを避けた形で連携、連携とって本当にうまくいくのか。そうすると、ある種、疑心暗鬼のように連携というソフトな形できて、その次は合併の話になるのかなという気持ちを持つものがあります。

広域連合を一生懸命つくれといった時期もあるわけですね。長野県などは広域連合をやれば合併をしなくていいのだとって、田中知事の時代は全市町村を単位に広域連合をつくったはずなのです。ところが、それではとてもうまくいかないといって合併したところもあれば、今そのままに終わっているところもある。

中長期的に見てどういう姿が望ましいのか。それは国がつくるものではもちろんないのですが、どういう市町村体制が望ましいのか。既存のものを前提にいろいろ模索をしなければならぬ段階ではあることはわかるのですけれども、人口予測は相当、ある程度、20、30年のものはほぼ正確に予測できているように思うのです。2100年はわからないとしても。そうすると、1割、2割、3割減っていく、あるいは小規模なところほど5割、6割減っていくという予測をある程度受け入れるために考えるものが地方制度を考える調査会の一つの役割ではないか。

話が行ったり来たりしますから、1つの質問は、特例市を廃止して、中核市になれば。いろいろ聞いています。保健所を持っても重くだけでなかなかとか、あるいは県の保健所がなかなか手放さないで、同じところに2つの保健所が出るような形にもなるので、なかなかつくれないのだという、こういう特例市から中核市に移行できないところも悩みを抱えているのはわかるのですが、どの程度進んでいるのか。保健所だけではないでしょうけれども、中核市にならなければ連携中枢都市圏に指定ができないという根拠。私は、ある固まりができれば、ならなくてもいいのではないかと思います。それは何か確たる固い根拠があってそうおっしゃっているのか。さらに言えば、連携、共同処理の方法以外に合併という方法もあるのではないか。それを全く望んでいない地域だけかというところ、そうでもないと思います。合併という選択肢があったほうが良いと考えているところも出てきている。

ここでは余り議論をしませんけれども、第27次の調査会で議論したあれは平成大合併を進めるときの一つの考え方として出してきたのでしようけれども、一定程度役割を小さくした町村制というものも、恐らく現場で考えるとそういうものを望むところもあるのではないか。それは別にそういうようになって内部団体なり、吸収合併されるという話ではなくて、それを区と呼ぶか何と呼ぶかわかりませんが、やれないというところも相当出てきているように思いますので、そういう地方制度も考えるべきではないか。それをそのころの言葉で言えば、特例町村制という話でしようけれども、ネーミングはともかく、役割の

限定された町村制度というものも考えないと、こういう圏域から外れているところは島なども含めて中山間地域もありますので、連携、連携だけでない議論も必要ではないかと思えます。

○長谷部委員長 ただいまの御質問の部分で今すぐにお答えできることはございますか。

○小宮市町村課長 61の今の候補市の中で中核市、政令市でない市は22ございますので、22につきましては、現行制度上は中核市になっていただいてから、あるいは同時でも構わないのですけれども、連携中枢都市圏になっていただくということになっていまして、幾つかの都市につきましては、連携中枢都市圏の構想を進めることとあわせて中核市への移行も積極的にやっつけようといった市はございます。ただ逆に、今、言われましたように、連携中枢都市圏を進めたいけれども、中核市につきましては保健所設置についてのハードルもあるので、少し困っているというところもございます。

そもそも中核市、政令市といったことにした経緯でございますけれども、きょうごらんいただきました3つ、4つの既に連携中枢都市圏を形成していただいた自治体の例を少しつまびらかに見ていただく機会があるとよろしいのですが、例えば今日ご覧いただいたものの中でも、いわゆる連携中枢都市圏として我々が求めています経済成長の牽引ですとか、高次都市機能の集積といった定住自立圏と違うことについてどこまで連携協約の中で、あるいはビジョンの中で定められているかと申しますと、いささか取り組みが足りないなという気持ちもしています。ですから、そういった意味で、多分、広島ですとか、熊本、福岡ですとか、政令指定都市あるいは中核市の中でも人口が大きなところになってきますと、御指摘のような、本来、中核市の権限といたしましては、保健所や産廃の不法投棄関係ですとか、老人福祉関係の手帳の交付ですとか、厳密に申しますと、今、申し上げました連携中枢都市圏に求められている経済成長あるいは高次都市機能といった部分とは若干違うのではございますけれども、ただ、現実を見てみますと、そうした事業の取り組みができる都市と申しますのは、やはり政令市あるいはかなり人口規模の大きな中核市にならないとそこまでのものがないというのが現実でございます。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○長谷部委員長 では、小林委員、お願いします。

○小林委員 今、お話が出たので関連して。

今日、資料には、連携協約書と別紙で、事業の細目を書いたものが出ているのですけれども、ある連携中枢都市圏のビジョンを見ますと、すごいことを書いているのかなと思ったら、そうではなくて、例えば農産物の販路を拡大しましょうとか、観光PRを周辺市町で協力してやりましょう、バス路線を整備しましょう、しかも中心市を中心にしたことをやろうとか、図書館の本をどこでも返せるようにしましょうとか、すごいなという感じのものが私が見た限りでは余り見当たらなかった。

なぜかといいましたら、中心市は中心市のほうでドラフトを書くときに、余り周辺市町を刺激しないようにといえますか、皆さんが大体納得しそうなことしか提案できない。ほ

かの自治体も、周辺市町のほうも、これぐらいだったらいいぐらいの感じでしかないのです。どうしても内容的に漠然としたといいますか、人員の配置を考えると、事務事業と一緒にやる、費用の負担を具体的にどうこうするとか、そのような雰囲気のものはないのです。しかも、5年間でこれから計画すると言われていて、5年間かけてそれを検討していく。しかも、もっと問題なのは、今、各周辺市町のほうは、政策課が取りまとめてとりあえず協定書を結んでいるだけで、実際のこれからの事務作業は原課がやるのです。その過程でもなかなかスムーズに行かないのではないかとということもいろいろ言われているようです。先々どうなるのかわかりません。

ただ、とはいえ地方行政体制のあり方ですので、連携中枢都市圏を確実にというか、進展させていかないことにはどうにもならないですね。ほかに余り制度がないと思いますので。だから、やるとすると、ビジョンの進化というか、実体化といいますか、もうちょっとそういうことができるような何かインセンティブがつく仕組みができないかということをおもったりしています。

幾ら連携中枢都市圏でビジョンをつくっていろいろなことをやっていくにしても、結局は拠点ができ、本来だったら魅力的な拠点が形成されて、東京に行く人が若干減るとか、あるいは東京からちょっとでもU・J・Iターンでそれぞれ帰ってくるとか、そういうことが社会増減対策といいますか、そういうイメージなのですけれども、やはり自然増には直接的には結びつかない感じがします。

鎌田委員もおっしゃっていましたが、連携中枢都市圏が絶対的な切り札というのではなくて、あくまでも今の体制でやるとしたら、行政体制のあり方としてワン・オブ・ゼムの一つとしてこれが有効に機能させる方向を検討することがあり得るのだろうという感じです。

全然関係ない話なのですが、民間などで業務提携をしようと思ったら、もうちょっと予算と人員と事業の統廃合をやりますよ。しかし、役所の場合は弱小市町であってもつぶれないので、しょせんこの程度の連携なのかなという印象を持ちました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

田中委員はどうですか。お願いいたします。

○田中委員 いろいろな資料もありがとうございます。

東京一極集中の流れが変われば人口減少社会に何らかの歯どめをかけることができるという要件として連携中枢都市が走り始めているということで、今、資料3等でヒアリングの資料等を拝見していると、本当にいろいろな施策をどんどん連携中枢都市で手を挙げてくださったところは一生懸命やってくださっているのだなということを確認するのですけれども、連携ありきというか、連携が手法なのに目的っぽくなっている感じも見受けられて、ここでもっと生活に必要な都市の要素がこうそろいましたみたいなことを提示して、Iターン、Uターンとか、地元で育った人が1回出て、また戻ってきて、地元で就職するか、そのまま高校を卒業して就職するかという流れをつくるときの懸念材料とか、不安

材料みたいなことを抽出して、このヒアリングから整理することで見えてくるものは結構あるのかなと思いました。それを同時進行でやっていきますと、行政の制度の役割と住民の役割と議会の役割が、本来は同時に考えられるべきことだと思いますので、それが見えてくるのかなということを思います。

もう一つは、成功事例をふやしていくことももちろん重要ですし、広げていくことも重要なのですけれども、今、連携中枢都市の中で生きている人たちも、かかわっている人たちも、今、自分たちの地域が連携中枢都市になることでいきいきと変わっていくのだという実感がまだ持っていない方も結構いらっしゃるのではないかと思います。なので、幅広に観光とか医療、交通のほかに何かがあるということではなくて、今やっていることのあと後一押しがどうすれば活性化するかということの、それを実現するためのインセンティブとか、情報共有、サポートができることよいかということも思っています。それが参考資料1の18ページに、連携する事業が思い浮かばないということがテーマとして書かれていましたので、ここのところなどは特に産学金官でいろいろなことが、先ほどもどなたか先生がおっしゃっていましたが、もっと現場レベルでできることが結構あるのですが、今、大きい制度で考えていくと、非常に壮大な未来志向のインフラのレベルでやっていますので、もっと多様な民間とか、地元で活動する人も入れつつできると思いますし、地元で仕事をしてくれる人を探したいという民間企業も多数いるところもありますので、そのあたりのミスマッチを少しでも改善するアイデアと工夫は、今の枠組みの中に結構あるかなと思っていますので、せっかく御用意いただいた資料を整理し直して、抽出することができるかというのかなと思いました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

大山委員、お願いします。

○大山委員 さっきの辻委員のお話でなるほどなと思ったことがありますので、ちょっとつけ加えたいと思います。

先ほどご指摘のあった問題は、政策決定を担当している方々がすごく高齢化して、現状維持的になっていて、新しいことに乗らないという話だったと思います。いろいろ伺っても、もう一つ、意欲がないから、困っていることも出てこないしということなのですね。ほかの方々の御発言なども考えますと、実際には地方に進出していった企業の方などが、もともと地元でやっていたら観光関係の企業でもいいのですけれども、そういう方たちがもうちょっと近隣市町村と連携してくれれば我々の仕事がうまくいくようになるのになとお感じになっているところは結構あるのではないかと思います。けれども、それがなかなか、これは議会のあり方とか、長のあり方にも関係してくるけれども、政策競争の中に入ってきていなくて、政策決定につながっていないということだと思います。ですので、現状維持的になった人にこういう制度がありますよということを幾ら宣伝しても乗ってきませんので、むしろ直接そういう企業の方とか、そちらのほうに知っていただいて、言葉は悪いですが、行政のおしりを叩いていただく形で進めていくというの

考えていいのではないかと改めて感じました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

池内委員、いかがでございますか。

○池内委員 私のほうからは、連携というものが人口減少の解決になるかということでお話が上がっていますが、確かに今、地方創生ということで、かなり地方の自治体様はそれをどうにか解決しようというところで動いている中で、地方制度の中では連携を人口減少の中で考えていけないといけないというのは私も大変認識しているわけですが、ただ、18、19ページを見るとまだまだ御理解というか、今回の近隣市町村のためのサービス展開を考える余裕がないというのが、人手が足りなくて余裕がないのか、気持ちに余裕がないのか、また、地方創生だ何だで大変で余裕がないのか、そのところがわからないかなと思っております。

そして、連携をしていく中で、連携をしていない部分が出てくるというお話がございましたが、もっと言うと、自治体の主張はその市民から選ばれた人ですね。そうすると、その市のためのことしか考えないというところでどうしてもなってくるので、そういった意味では、課題をほかのところと一緒に連携してというところまでつながればいいわけですが、なかなかそこまでつながらないときに、今回は自治体が自分たちで考えて自立してということですが、本当に自治体にこれを全て投げて自主的にさせるのがいいのか。私も見ていて、例えば県の役割もわからないところが大変ありますので、県がもう少し中に入ってということではできないのかなと単純な、私は余り理解していないから言うのですが、そこは県がもう少しサポートして、そういう連携をすることはできないのかなと思っております。

もう一点は、人口減少という意味で、東京一極集中は先ほどからもお話が出ておりますが、これを中央から地方にというところで、それを地方の自治体ができるのかということ、それは不可能だと思っているのです。ですから、そういう意味では、人口の流動をどう動かすかは国の力で動かしていただかないとなかなか難しいのかなと思っております。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

残るは飯島委員になりますが、いかがでしょうか。

○飯島委員 これまでの各委員の御発言につけ加えるところはございませんけれども、的外れになるかもしれませんが、2点申し上げたいと存じます。

1点目は、繰り返し御意見がございましたけれども、連携中枢都市圏構想の参考資料の18ページ、19ページで、こういう消極的意見、不安、警戒があることに対して、データや情報を提供し、共有することで対応しようという御意見はもっともであるとは存じております。これに加えて、第1次地方分権改革のときに地方自治法で基本理念を明確にしたことが、改革を進める上で大きな力になったということがございました。特にこのテー

マにつきましては、住民が非常に見えにくくなっているかと思ひまして、資料4の中でも住民、議会の役割には触れていただいておりますが、そういった役割分担原則を明確にすることが1つの方策としてあり得るのかどうか。しかし、このようなことを国の機関として、あるいは国の立法として行うことはまさに地方自治に反するという考え方もあるかと思ひますので、そこはまだ迷いがございませけれども、基本理念を地方制度調査会として明確に打ち出すべきなのかどうかは1つの論点にはなるかと思ひております。

2点目は、先ほど辻委員からまちづくりなどに関する御示唆をいただきましたが、こういったことにこの地方制度調査会として踏み込むことができるのかどうか。参考資料の19ページ⑤にありますように、まさに個別の分野、事務についての課題を取り上げざるを得ないかと思うのですが、ここにどこまで踏み込んでいけるのだろうかと思ひております。素朴な疑問で恐縮ですが、地方中枢拠点都市から連携中枢都市となり、国土交通省の構想と経済産業省の雇用圏に関する構想と連携して進めていくことになったと伺ひましたが、この枠組みの中でそういった個別法に踏み込んでいくことが可能なのかどうかについて、これはいずれで結構ですけれども、御教示をいただければと存じます。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

会長、副会長はいかがでしょうか。

では、まず、会長、お願いします。

○畔柳会長 どうもありがとうございます。

いろいろな方々の御意見を伺ひていて、今日の段階は、後半の最初で、今後どういふところの議論を深めていくのかみたいな感じで全体的な議論が推移していると理解してはいますが、諮問が人口減少社会に的確に対応するという非常に大きなテーマになっているところの中で、まず、今日は地方圏に焦点を当て、その中で地方連携という課題を、かなり大きな新しい施策として捉えて議論しているということだと思ひますけれども、1つは、最初に武藤委員あるいは太田委員からも出た、地方連携に入っていない430については今後どう認識していけばいいのか。もともと人口減少も厳しさの程度が基礎自治体のレベルによってある程度カテゴリーがあったほうが理解しやすいのではないかというのは、当初、私も意見を申し上げたことがあるのですが、恐らく430は最も厳しいところなのかもしれない。ここについては、地方連携という制度には該当しない、既存の制度だけで十分なのか。果たしてそこは財政支援が続きさえすれば何とか維持できるのか。1回こちらに来られた方が、とにかく財政支援だけ続けていただきたいという御意見があつて、そういう感じで認識していいものなのかどうかという1つのカテゴリーがあるのだと思ひます。

さらに申し上げれば、連携協約の通勤・通学圏には入っているのだけれども、手を挙げていないカテゴリーが相当あるのだろうと思ひます。そこは何か意思があつて入らないという、あるいは連携自体が中核都市が手を挙げないから連携のしようがないという実態のところはどのくらいあるのだろうか。そのジャンルが少なくないのであれば、そこに関

しては地方制度的な課題は人口減少ということに関してあるのかないのか。あるとしたらどういうことが課題なのか。そしてまた、地方連携協約を結ぶ、今日も出ている姫路なら姫路の周りにいるある程度規模の小さい基礎自治体は、連携を結ぶことでどういう効果を目指しているのだろうか。連携を結ぶについては議会で議論があったときにどういうメリットを期待して連携を結ぶのだろうかというところについては果たしてどう認識しておいたらいのだろうか。そのようなことで、今度は連携をしていったとした場合にまた新たな制度的なネックが何か生じることがあるのかないのか。ある程度、1,800の基礎自治体の中の厳しいという方向の、1,000ぐらいあるのかもしれませんが、700、800かもしれませんが、それを3つぐらいのカテゴリにしたらそれぞれが課題となる制度的な課題は、既存の制度で十分なのか、あるいはこの連携協約である程度解決できるのか。はたまたもっとほかの何かが必要なのか。そういった感じの今後の課題が浮かんできたかなと思いました。

○長谷部委員長 碓井先生、お願いします。

○碓井副会長 恐らく人口減少というときに、1つは行政サービスの水準を低下させないようにすること。これが今日議論になっている連携の一番関係するところなのだろうと思います。もう一つは、人口の減少を食い止めるあるいは維持するということでしょうか。そういう2つのことが出てくるのだろうと思います。

前の方との関係で、今までの分権化の動きでそれぞれの基礎自治体が物事を処理するという考え方で進んできているのですが、別の審議項目にかかわることになってしまうのですが、例えば議会事務局の機能とか、監査機能、さらには不服審査。これはもちろんサービスと無関係とは言わないのでありますが、こういうものについては広域的な体制の整備が考えられるのではないかと。つまり、いつ出てくるかわからない例えば不服審査のためにそのための要員を置いておくことはできませんし、いざ出てきたときに的確な処理ができるとは限らないわけでありまして。

人口減少を食い止めるあるいは人口を維持するという観点からいいますと、これは私は前から発言していることでもうやめようかと思っていたのですが、繰り返しますと、例えば言葉を使えば、準住民といった発想を用いることができないだろうか。これは私の世代の人たち、都会で働いていた人が、親がいるということで今、郷里に戻る人が結構おります。そういう方は親のところで老後一緒に暮らすということで、これは居場所があるわけですが、新たに移住する人にとっては居場所がないわけです。そういうときに、移住の前の段階がむしろ大事なのではないだろうかということで、移住はしないけれども、一定期間居住をしてという人をふやすということで何か制度化を考えることができないのかなと思っています。

最後に、先ほど連携のところでも問題点として出てきたところで、今次の地方制度調査会の議題にはのらないことかもしれませんが、大合併に伴って合併してできている市について、指定都市については既に前期の地方制度調査会の答申を経て制度化も図られているわ

けですが、そうでないところについて大合併でできた市に何か問題はないのかということも一応にらんでみる必要があるかなと思っています。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 時間も大分なくなりましたので。

地方行政体制のあり方といった場合に、基礎自治体のあり方なり、連携にスポットが当たっていますが、もう少し広くいいますと、広域自治体のあり方そのものの議論が余りにも、やり出すと大変かもしれませんが、非常にミクロな話の部分に入ってきていまして、最初に大臣が諮問として出したものはもうちょっと漠とした荒いイメージで言っているように思うのです。

前回の国会議員の方々も入った総会でもいろいろ出ましたが、地方制度調査会で、私が見る限りで、都市を育て、都市圏でいろいろなことをやっていくことは時代の流れとしてそういうように進めるべきだと思うのですが、府県制度そのものが余り機能しなくなっているところと、農村を多く抱えて、非常に府県に頼っているところと、一律に都道府県のあり方といっても色合いが違うように思うのです。

三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方を考えるときに、私はやはり都道府県制度の連携という方法もあるのかもしれませんが、基本的な人口減少に向かって歩み始めている都道府県制度のあり方についても議論の俎上にのせないで、地方行政体制全体を論じたことにならないのではないのか。それは市町村の体制にも強く影響するのだろうと思います。この後そのような議論はできないのか。

○長谷部委員長 これはなかなか大議論になるかとは思いますが。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 今までの議論を聞いていて、私には問題と思える点と、お伺いをしておきたいところとがありまして、発言させていただきたいと思います。

1点は、辻委員がおっしゃった広域インフラの再編が必要になってくるわけで、そこは連携をしてもらうようにどうにかしないといけないのではないかという点です。全くそのとおりだと思うのですが、問題は広域インフラの再編というものがつまるところ集約であり、要するに周辺のところは同じような道路はつくらない、同じような上水道は来ないのではないかという、この部分が問題の焦点であり、その合意をどう調達するかであろうと思うのです。その部分について結局どうにかなりませんかという話を延々とやっているようなところがあるのではないか。その部分をどうお考えなのか。そこにインセンティブを与えれば聞こえはいいが、結局そのインセンティブが中心にしか行かないという疑いを与えてしまうのが連携の最大の問題ではないかという気がいたします。最大ではないかもしれませんが、抱える困難だろうと思います。

その観点でいきますと、政策オプションとして連携だけなのかということで、もちろん

連携するぐらいなら合併したらという話が出てくるのですが、私はこれは非常に危険だと思うのです。つまり、だからこそ合併と連携が二者択一といいますか、要するに両方が同一目的のために使えるオプションであると思えば思うほど連携に乗ると合併に巻き込まれるという疑いを払拭することができない。特に国は平成の大合併とかでやってきたために、すきあらばまた合併路線に戻るのではないかという疑いの眼で見られているわけです。だから、我々はむしろ連携と合併に対して国はニュートラルであるという信頼をどのように確保するか一緒に考えないといけないだろう。つまり、極論すれば、連携に乗っている限りは合併に巻き込まれることはないだろうと思ってもらえるぐらいでないとならばこれは動かない可能性が高いのではないかという気がします。

もう一つ、確かにオプションとしては両方あります。しかし、合併したからといって解消はしないのです。要するに連携を考えることは中心一周辺問題を考えることになるわけです。そうすると、同一地方公共団体になったところでも中心一周辺問題は残るわけで、先ほど確井先生がおっしゃった合併した大規模自治体の内部はどうなっているのかという問題です。これはかえって我々には見にくいのです。同一地方公共団体の区域の中にありますから、国として地方公共団体間の関係を調整するという形の介入はできない。そうなりますと、これはかえって見にくい。逆にそこに連携のメリットもあるかもしれない。つまり、周辺地域は周辺地域として独自の法人格を持ってなお意思表示ができる。これが合併されれば、合併特例区になれない場合でも、地域自治区にしてもらえればある程度言えるが、地域自治区にしてもらえるかどうかは吸収された後の統治団体が決定することであって、ひょっとすると意思表示もできないまま周辺として吸われるということになるわけです。ですから、私はこの部分のオプションを広くとるのはいいのですが、そのときには必ず国はニュートラルであるということと、合併したところで問題は消えることはないということをもう一度抑えるべきだと思います。

最後に、大したことはしていないということ、実際一発目から大したことはできないということについては、そのまま大したこともないまま終わるのですが、一方で時間軸をどのように使うかという観点は入れておく必要があるだろう。先ほどから言っているように、信頼関係が全くないといいますか、要するに難しい信頼が必要なわけです。吸収されないという信頼が必要となります。そうすると、初めは様子を見ながらやっていかないとけないわけで、5年たっても、小林委員がおっしゃっていた大したことはないというレベルだったらやはり頭を抱えるということになると思います。徐々にどのように連携を進化させていくかという時間軸の使い方を意識して議論する必要があるのではないかという気がいたしました。

○長谷部委員長　ありがとうございました。

武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員　先ほど連携が目的化しているのではないかという御意見がございましたので、ちょっとそれについてですが、私は連携を目的化して考えているわけではなくて、連携す

ることによって、参考資料1の20、21にありますように財政支援がある。連携しないと財政支援がないというのは、例えば同じようなことをやっても、連携ではなくて、成果を出した自治体には評価する方法がないということになりますから、これは不公平な交付税制度になる可能性があるのではないかと思うのです。そうではないということであればそれでいいのですが、今の連携は中立でなければいけないということについても、連携すればこうした財政措置をしますよという制度を国が出しているわけですから、国はニュートラルではあり得ないわけです。これを全部なくすというのだったらニュートラルになる。それに対して合併については何も財政支援をしませんと決めたわけですから、合併に対してはニュートラルになったといえます。そういう意味で、一自治体で自立していこうとしているいろいろ頑張っている自治体が財政的に不公平になることがあってはならないのではないかというのが私の基本的な立場だということであって、連携が目的化しているわけではないということです。

以上です。

○長谷部委員長 ありがとうございます。

現行制度では武藤委員のおっしゃるとおりで、ただ、太田委員が心配しておられるのは長い目を見たときにどう受け取られるかということだとは思いますが。

ほかにはいかがでございましょうか。

勢一委員、お願いいたします。

○勢一委員 既に御指摘があった点ですけれども、大切であると思うので少し追加をさせていただきますと思います。

連携中枢都市圏の都市圏ビジョンの内容、連携協約の内容が物足りないという御指摘がありまして、私もその点については中身としてはそういう評価はあるであろうと思います。そのことを前提としましても、しかし、現場の取り組み状況、携わっている一部の方々のお話を伺った限りでは、恐らく現時点で努力した自治体の成果はこの段階なのだろうと感じております。

それぞれの連携協約の内容を見ますと、結局、自治体間の連携ではあるのですが、何をするかは、地元の企業であったり、地域の団体あるいは住民などを巻き込んでいって、地域の形を変えていくことであり、それを、しかも、複数の団体の間でやらなければいけない。そうなってくると、協議会の中で検討することになりましても、ドラスチックなアイデアをそこに盛り込むのは最初の段階ではなかなか難しいということに尽きるのだろうと思います。

実際に連携協約という制度ができたタイミングから中枢都市宣言、連携協約ビジョンの策定というスケジュールを見るとかなり短い期間でやっておりますので、その期間に地域の中でコンセンサスを形成した部分の努力はそれなりにあったのであろうと思います。そういう事情から、少しその点を差し引いた上で現状を評価して、今後どのような対応が必要なのかという点を考えていくことが必要であると思います。

以上です。

○長谷部委員長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 何もビジョンの内容がないとか、そのようなことに聞こえたかもわからないけれども、ニュアンスが違うのです。つまり、自治体の現場は、ヒト・モノ・カネのレベルで見ても、本当に窮境的といいますか、困っている状態なのです。なかなか余裕がないのだと思うのです。窓口行政などもかなりの部分非正規の方で何とかしのいでいるみたいな現状ですし、専門職の方などは小さい自治体はおりませんし、土木関係でさえ、政令市でも、測量したり図面を作れる職員さんも現実にはいないところがある。ほとんど、外注コンサルなのです。だから、もっと規模の小さいところは日々の業務に追われながら頑張っていらっしゃるのだと思うのです。そういう現状を踏まえて、いろいろなことをやろうと思ってもなかなか外へ出られないといいますか、ほかの自治体と協力して、連携して何かをやろうと思ってもなかなかできないような事情もあるのだという背景で申し上げたということです。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

いかがでございましょうか。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員 先ほど広域行政のあり方と合併のあり方で1つのケースがあって、私は、今、考えなければならないことというのは、モデルケースで言うと、例えば1万人からなるA、B、Cという地区があったとするのです。これは昔、それぞれ個別の市町村で、みんな1万人で水道事業を持っていたとします。港のいいところにあったり、中山間地の真ん中にあったり、くみ上げでできるところとか、いろいろ考えたりすると、下手をすると水道料金に2倍ぐらい格差があるところの水道事業を念頭に置く。そうすると、合併した場合は、今、ちょうど合併の特例期間を経て、2倍ぐらい違った水道料金をいよいよ一本にしていかなければならない状況になって、何でこんな高い料金を今度は払うようになるのだというので、合併に対する今の不満ということで猛烈に出てきているわけです。これをどうするかという問題が一方である。

しかし、逆に、今後人口減少が進んで、この水道事業をやるとなると、全部、1万人ずつ個別事業だとやはり非効率なので、どうしても事業体全体で統一しなければだめだということになると、今度これは合併しない地域はこれを広域にやらなければだめだという話になるのですが、広域にやるとなると、今度は一事業体の中でそれこそ市町村が違う中で水道料金がこんなに違う。とても合意ができない。その結果、全体としてみんな不効率な水道事業になって、全体の規模の経済性はとれないし、それぞれがみんなゼロサムというか、ゼロマイナスの世界の中で事業体として保持できない。

こういう事業の中でそれぞれ合併なら合併の中で料金を必ずどこまで統一しなければならぬのかという問題がありますし、広域でやっていた場合に広域の事業体の中で料金を本当に一本にしなければだめなのか、地区によって分けてもいいのかという問題があって、

これに今後の定住自立圏のあり方ですとか、今後の合併のあり方だとか、そういうものをダブらせて考えて、自治制度全体の料金の問題、これは税金の問題にも将来かかってくると思うのですが、そういうところを今後の将来、人口減少した中での一定の規模を確保していく中でどこまで不均一なことが許されるかを議論していかなければならないのではないかと考えています。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

さまざまな御意見をいただきましたが、時間も残り少なくなってまいりました。大変に活発な御議論をいただきました。本日はここまでとさせていただきます。

次回ですが、4月13日月曜日、15時からの開催となります。開催に際しまして改めて事務局から御連絡が行きますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間どうもありがとうございました。